

2026年4月17日

各 位

会 社 名 アトラグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 久世 博之
(コード番号：6029 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役 田中 克典
(TEL. 06-6533-7622)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年4月17日開催の当社取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対して下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に対して本新株予約権を公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。なお、本新株予約権の割当予定先である取締役は、特別利害関係人として本取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場の上場維持基準について2025年12月末時点において全項目での適合を確認いたしました。しかしながら、今後も安定的に適合状態を維持し、中長期的な成長を遂げるためには、現在の株価水準を大幅に上回る短期的かつ中期的な業績の急拡大と、企業価値の飛躍的な向上が引き続き「絶対の必須条件」であるという並々ならぬ危機感と決意を持って経営にあたっております。

2025年12月にはクオンタムリープ株式会社との資本業務提携契約を締結し、当社のコア事業である「A-COMS」の基盤を活かし、鍼灸接骨院市場から医療・美容・リラクゼーション市場へと横断する「ナチュラル・リバーズ・エイジング（自然な若返り）プラットフォーム」の構築という抜本的な経営改革に乗り出しました。

当社は、中長期的な業績拡大および企業価値の増大に向けた経営陣のコミットメントを高めるため、2024年4月に時価総額100億円の達成を行使条件とする有償ストック・オプションを発行いたしました。当該目標は当社の目指すべき高い水準として現在も機能しておりますが、同目標の達成に向けた長期的な過程において、経営陣に持続的なインセンティブを付与しつつ、株主の皆様と、より段階的に利害を共有する設計が不可欠であると判断いたしました。

そこで今回、当社は、このかつてない経営改革を確実に遂行し、経営陣のコミットメントを極限まで高めるため、2024年4月に設定した時価総額100億円の目標達成へ向けた現実的なマイルストーンとして、新たに「時価総額30億円」および「時価総額70億円」という段階的な行使条件とする本新株予約権を発行いたしま

す。

2024年4月に発行した有償ストック・オプションは、当時の既存取締役に対して付与したものであります。一方、今回の本新株予約権は、2025年12月のクオンタムリープ株式会社との資本業務提携等を経て2026年3月に新たに選任された取締役2名および執行役員1名に限定して付与しております。当該役員等は2024年4月に発行した有償ストック・オプションの付与対象には含まれておらず、当社の抜本的な経営改革である「ナチュラル・リバーズ・エイジング・プラットフォーム」の構築を牽引する新たなコアメンバーであります。新体制下での中長期的な業績拡大と、新たな時価総額目標の達成に向けた強力なコミットメントを引き出すため、今回新たに付与する必要があると判断いたしました。なお、本取締役会決議日の前営業日（2026年4月16日）時点における当社の時価総額は約15億円であり、目標とする30億円および70億円とは大きな乖離があります。しかしながら、確実な業績回復の第一段階として「時価総額30億円」を達成した時点で70%の行使を可能とし、飛躍的な成長段階として「時価総額70億円」を達成した時点で、残りの30%（合計100%）を行使可能とすることで、経営陣の継続的かつ非連続的な成長へのコミットメントを維持します。

また、行使条件を売上や利益ではなく時価総額を基準とした理由といたしましては、既存株主の皆様の利益に貢献できると考えたことと、業績にプラスして当社事業領域における革新的な商品や技術の開発が求められ、行使条件としての難易度は高くなっておりますが、その高いハードルを越えることに企業価値があると考えたためです。

また、本新株予約権は上記の高い時価総額条件の達成を前提としていることに加え、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額の40%を下回った場合には残存するすべての本新株予約権の行使を義務付ける条件（強制行使条項）を設定しております。この発動水準を行使価額の40%に設定した理由は、業績の拡大と企業価値の最大化を目指すうえで、株価下落へのプレッシャーを経営陣に強く意識させる適切な水準が現時点の株価の概ね40%程度であると判断したためです。

本新株予約権については、強制行使条項の実効性を確保するために発行要項及び割当契約書にて以下の点を定めております。

- ・ 割当者は、本新株予約権の全部又は一部を自主放棄することができない。
- ・ 割当者が当社又は当社関係会社の役職員の地位を喪失した後も、当該強制行使条項は引き続き適用される。
- ・ 発行要項5の内容及び割当契約書第5条の権利喪失事由に該当する次の（1）から（4）のいずれかに該当した場合を除いて、当社は本新株予約権を取得することはできない。

（1）拘禁以上の刑に処せられた場合

（2）当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

（3）当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

（4）死亡した場合

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行済株式総数に対する希薄化率は約7.78%となります。

以上の理由から、付与対象者が株価下落リスクを既存株主の皆様と完全に共有するスキームとなっており、本新株予約権の発行に伴う株式の希薄化の規模は合理的なものであると判断しております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

8,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式800,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングに対して公正価格算定を依頼し、価格算定書を取得しており、同社は、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

当該算出にあたっては、当社の株価(157円)、株価変動性(ボラティリティ:63.85%)、予想配当利回り(0%)、無リスク利率(2.175%)、権利行使価格(189円)、満期までの期間(行使期間)(8年間)などの基礎数値に加え、本発行要項に定める「時価総額条件(30億円・70億円)」や、「株価が行使価額の40%を下回った場合の強制行使条項」などの諸条件を前提条件として考慮し、評価を行っている。当社取締役会は、第三者評価機関がこれらの客観的な前提条件を反映し、一般的に用いられている手法で価値を算定していることから、その結果は適正であると判断し、本新株予約権1個あたりの発行価額を当該算出結果と同額の100円(1株当たり1円)とした。したがって、本新株予約権の発行価額は会社法第236条等に規定される特に有利な条件(有利発行)には該当しないと判断している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金189円とする。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2026年4月16日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(157円)に1.2を乗じた金額(1円未満切上げ)である189円に決定した。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式

の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年5月8日から2034年5月7日までとする。

（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間（以下、「判定期間」という。）に当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が下記(a)、(b)に記載した条件を一度でも満たした場合にのみ、付与された本新株予約権の数に条件を満たした号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）のうち最も高い割合を乗じて算出された数（計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。）を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。

(a) 判定期間中に当社の時価総額が30億円を超過した場合：行使可能割合 70%

(b) 判定期間中に当社の時価総額が70億円を超過した場合：行使可能割合 100%

時価総額＝時価総額の算出日時点の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値×時価総額の算出日時点の当社発行済株式総数

②上記①の条件にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。なお、本新株予約権に付された強制行使条項の実効性を確保するため、本新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部を放棄してはならず、また、当社又は当社関係会社の役員員の地位を喪失した後も、当該強制行使条項は引き続き適用されるものとし、当社は、当該強制行使条項の実効性を害することとなる本新株予約権の任意取得を行わないものとする。

ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2026年5月8日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年5月8日

9. 申込期日

2026年5月8日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 2名 6,000個

当社執行役員 1名 2,000個

以上